

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第11号)

招集年月日 平成23年10月5日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時33分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

## 5. 議事日程

日程第 1	議案第 98号	平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
追加日程第 1	議員発議第3号	「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計 歳入歳出決算認定について」に関する付帯決議(案)について  (提案理由説明～表決)
日程第 2	議案第 99号	平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 3	議案第100号	平成22年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について  (質疑～表決)
日程第 4	議案第101号	平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 5	議案第102号	平成22年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 6	議案第103号	平成22年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 7	議案第104号	平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 8	議案第105号	平成22年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第 9	議案第106号	平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について  (質疑～表決)
日程第10	議案第107号	平成22年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について  (質疑～表決)
日程第11	議案第108号	平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定について  (質疑～表決)
日程第12	議案第112号	与謝野町火葬場条例の一部改正について  (質疑～表決)
日程第13	諸般の報告	
日程第14	閉会中の継続審査(調査) 申出書	

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きのう一般会計の認定が終わりまして、きょうから特別会計であります。きょうも一日、よろしく願いいたします。

ご報告しておきます。宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐が出席いたしております。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。

それでは、簡易水道特別会計につきまして、若干質問をしたいと思っております。昨年9月の議会で、いわゆる株式会社ナガオカが開発しました新しい無注水性のシステムといいますが、ケミカルレスという新しい手法の施設を導入するということで、議会も1億8,585万円、ここに書いてありますけれども、この金額を認めてまいりました。そこで、このことについてお尋ねをいたしますが、課長に、もう1回、確認をしたいんですが、これはこれで昨年の段階で終わったわけですが、この随意契約の提案説明の中で、いわゆる地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号について随意契約を行うと、こういう提案だったわけですが、そういうことでかわりはなかったでしょうか。

議長(井田義之) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) おはようございます。

勢旗議員のご質問にお答えいたします。確かに今回のケミカルレス水処理装置につきましては、地方自治法167条の2ということで、特別な事情ということで採用をさせていただいております。

議長(井田義之) 勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、この、私は167条の2の第1項の第2号と第7号だと、こういうふうに思っているんですが、そこでお尋ねをしますのは、これの予定価格、これは課長、幾らでしたでしょうか。予定価格は。

議長(井田義之) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) ちょっと今、資料の持ち合わせがございませんので、後ほどご報告申し上げます。

議長(井田義之) 勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それは課長、後ほどでも結構ですが、このときの1億8,585万円ですね。この金額につきまして、当時、課長は、これは大体、落札率としては、このぐらいだなどと思われたと思います。その辺の記憶はありますか。数字がわかっていなくても。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

予定価格の設定及び契約金額についてでございますが、実際に導入するに当たりまして、相手方といろいろやりとりをしております。見積もり等もいただいて、それをベースに金額を、こちらのほうで設定するわけですけれども、実際に昨年の、その契約時の議会のときも申し上げたと思いますが、採用に至っては双方、お互いに知識を出し合っているといたしますか、双方で築き上げたというような経過もございますので、金額については、いろいろ交渉した上で決定をしておりますので、適切じゃなかったかなというふうには思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私がお尋ねしたかったのは、いわゆる施行令の第2号及び第7号に基づいて随意契約をしたということなんですね。第7号は何かといいますと、これは時価に比較して、著しく有利な価格で契約が締結できる見込みだと、こういうことというふうに思っておるんですが、著しくということは通常、課長としては、どのぐらいの金額というふうに思われますが、この1億8,000万円の中では。あるいは2億円の中では。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

今のご質問につきましては、いわゆる時価に比べて著しく有利な価格での契約ができるということについて、私のほうが。

15番（勢旗 毅） その提案理由は何です。

水道課長（吉田達雄） 通常ですと、今回の、この件に関しましてはナガオカが独自で開発したものであるということがございます。したがって、競争相手をつくらうとしますと、結果としてナガオカの製品をほかの業者が買ってくるというような形になると思います。一部、特許もかんでおりますので、自社で同じようなものをつくるという部分については、データの的にも非常に信頼性に欠けるというようなことがございます。したがって、ほかの業者が、この契約に参入しようとする、この装置を買い求めるというようなことになろうかと思っております。

したがって、ほかの業者を入れて競争をさせるということになりましても、結果としては、その開発された大もとであるナガオカが一番安い価格になるということになると思いますし、かつ我々との技術提携といいますか、協働でいろいろなやりとりをした中での装置でございますので、その分も含めまして価格が有利になるということだったと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長が答弁がありましたのは、いわゆるこれの、先ほど申しましたように、これの第1項の第2号なんですね。いわゆるその会社の独特、その会社しか持っていないという、これは第2号はわかるんですよ。だから、その第7号についてね、これが特に有利性が、これだけ価格を下げることでできると、そういう見通しだったという点をお尋ねしたんですが、結構です。

それでは、副町長にお尋ねをいたします。ことしの6月議会でも、いわゆるコマツの関係で水道の新しいといいますか、より進んだシステムを導入するというところで、いわゆる1億7,000万円余りの随意契約が提案をされました。私は、このときにもいろいろ申し上げてお

ったんですが、気になりましたのは当時、水道課には課長は長期でお休みだったと私、記憶しております。副町長に、私はメーカーに、この出会われましたかと、こういうお話をしましたら、副町長は、私の申し上げたことを、ちょっと逆にとられたのではないかと思ったんですけれども、そういう出会った、出会うことがいいのかどうかということをお話をしまして、出会っていないという判断をしたわけですが、先ほど課長が申されました、いわゆる見積価格が提示されてから、随意契約をするまでに一番重要なことは、この交渉なんですね、向こうとの。このところを、このときに、私は本当にやられたのかなと、十分だったのかなということが、あれからずっと、二月ほど、私自身、自問自答をしておったわけですね。これで私どもも務めが果たせておるかなということで、自問自答をしております、そういうことの結果、私は随意契約、それはそれで認められておるわけですが、その後の、見積もりが出された後の交渉というものが非常に重要になってくると思うわけですが、その辺がマニュアル化されていないのではないかなと、もちろんやりとりですから、そういうこともあるでしょうけれども、その辺については、どういうふうに副町長は思っているのでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） その業者と、まず、出会ったかということですが、毎日、たくさんの方とお会いしますけれども、その業者の方とはお会いしたような記憶は、まずありません。

1 5 番（勢旗 毅） それはいいんです。

副 町 長（堀口卓也） それから、交渉というお話がありました。私のところへみえて、私が、どの程度の交渉ができるのか、やっぱり技術的な内容の問題でありますので、交渉といえますか、実際の施工に当たっての話なんかは、やっぱり水道課のほうでしていただくべきかなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは、この当時の契約については、議会も、それぞれ承認したわけですが、それはあれなんです、どうも振り返ってみまして、私自身、どうしても、もう一つ納得がいかないと、こういう思いになりまして、例えば、随意契約をする金額、この額は当然、競争入札と違いますから、競争入札にかかるコストというのはかからないわけですから、その分は当然、下がると。それから、水道課なら水道課の平均的な落札率ですね、ここよりも下でなければならぬ。私は、そういうふうに思っているんですけれども、それで交渉というのが非常に大事になるんですけれども、先ほど、水道課長が交渉ということをお話しましたが、この辺の交渉は、そういうことを十分意識して、それぞれ1億円というのは1%ほどを超えるような契約なんですよ、町の財政の規模の。そこで、その辺を本当にしっかり交渉をやって平均的な落札率よりも下回る。あるいは、それを上回らない、その辺のことは頭に入れて交渉に臨んでいただくと、こういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

まず、今回の契約に関しましては1社の見積もりを利用していると、採用した上で、その価格をもとに設定しているということがございます。したがって、この価格が適正かどうかということ、まず、こちらのほうで熟知というか、熟慮をしないといけないということがござい

す。したがいまして、この出していただいた見積もりが、正しいという考えのもとに交渉を進めているということをごさいます。はなから、私のほうは営利目的で出された見積もりという解釈をいたしておりますので、その上で、例えば、比較になりますほかの処理装置等の金額も頭に入れた上で、さらに今、議員のほうからご指摘がありましたように、随意契約ですので、その通常の価格よりも安いということにさせていただかないと、ここまで、契約までの過程の部分で浮いてくる経費等がありますので、その辺については十分頭に置きながら、一つ一つについて交渉をして、最終まとめ上げた金額でもってお願いをするというふうな形で契約をさせていただいております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、町長にお願いをしたいと思っております。随意契約と申しますか、この契約につきましては、これ今はもうすべて公開されておりますので、非常に注目をされておりますし、やはり法令を遵守し、あるいは適切な予算執行がされるということが必要になってくるわけですが、この随意契約につきましては、与謝野町ではガイドラインが、私はまだ、決まっていないと思っておりますけれども、ガイドラインを、これは早急に私は決めていただく必要があるんじゃないかと思っておりますが、町長のお考えはどうでしょうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） お答えいたします。ただいまのは水道課に限らず、すべての、そうした契約だというふうに思いますが、中身につきまして、総務課長、よろしいですか。

1 5 番（勢旗 毅） どなたでもよろしいよ、皆、関係ありますから。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。

10時まで休憩します。

（休憩 午前 9時48分）

（再開 午前10時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行し、22年度簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、勢旗議員の質疑を続行いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） お時間をとらせまして、すみません。

副町長のほうから答弁をさせていただきます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 随意契約にかかるガイドラインのお話がございました。議員もご存じだと思いますけれども、まず、金額的には地方自治法の規定を受けまして町の財務規則で130万円以下は随契約をすることができるという規定がございます。今回のような特異なケースにつきましては、この水道課の事案に限らず、指名委員会で現課としては、いろいろな問題意識を持って指名委員会の中で議論がしてほしいということで、よく提案がございます。形式的には最終、町長まで決裁はいただくんですが、その前段に、今、申し上げましたように地方自治法の規定と照らし合わせて、この条項を使って現課としては随意契約をしたいという話を出していただいて、それを指名

委員会の中でいろんな角度から幅広く検討をして、それでいいだろうという結論になりましたら、決裁を上げると、そういったことを、これまでからやっておりますし、一律に、そのガイドラインというお話がございましたけれども、先ほど水道課長がお答えしていますように、日進月歩、技術が進歩する中で、あるいは特許を持っているとか、いろいろなケースがございますので、いろいろなケースを想定して、今の段階で一律のガイドラインを制定するというのは、なかなか困難なものがあるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 今、副町長から答弁をいただきましたが、私はそういうふうには思っていないんですよ。というのは、あくまでも、これは随意契約も例外的な措置ですから、当然それがきちんと議論をされるような、やはり内部的には、こういう格好でいくんだというものがなければいけない。京都府だってちゃんと、それはおつくりになっておるわけですから、その辺もいろいろ研究をしていただいて、あとにまた、こういった問題が出ないように、もう130万円ぐらいで、あるいは250万円ぐらいで決めている、いわゆる施行令と全く違うわけですから、億ということが、億の金額の随意契約が、また、必要になってくる場合もあると思うんですよ。今、副町長が言われた日進月歩の中で、私はぜひ、このガイドラインについてご検討をいただきたい。このことをお願いをいたしまして、終わります。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） すみません。先ほど、勢旗議員のご質問の中で予定価格というご質問がございました。ちょっと私、答弁が漏れておりますので、今、ご報告申し上げます。

予定価格につきましては2億2,368万1,500円、落札率ですが83.09%、これにつきましては、これ水処理装置ですので、例えばの事例で申し上げますと、急速ろ過器等を今まで契約しております中で、これは入札にしておりますが、最低制限価格が88%ぐらいを設定しておりますので、この契約が、いわゆる最低制限価格に比べまして、いかに安い落札率になっているかということについては、わかっていただけかなと思っております。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 今、水道課長のほうから答弁をいただきましたことで、一定、理解をいたしましたし、また、その第7号、有利な価格ということが水道課のほうでも十分検討されておるという判断をいたしました。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） それでは、早速、質問をさせていただきます。

まず、決算参考資料のほうからお尋ねをいたしますが、42ページに簡易水道特別会計の使用料の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額というふうに明細されているわけですが、ことし22年度、滞納繰越分が約177万円、収入をされましたが、残念なことに現年度分に269万円という大きな滞納が出ているわけでございます。その中で不納欠損額が126万1,200円、まず、この不納欠損額の理由が、ここには載っていませんが、どのような形で、この126万1,200円というものが不納欠損になったのか、その不納欠損した理由を、まず、1点、お伺いいたします。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

参考資料の42ページ、一番上に簡易水道特別会計の使用料についての状況がお示しをしておりますが、不納欠損額、今、ご指摘がありましたように126万1,200円上げております。理由について、ここに記載をしていなかったことについては、まず、おわびを申し上げます。

この内容についてでございますが、破産が4件ございまして、その分について不納欠損とさせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 破産が4件ということですね。そしたら、次に、この理由等という備考の欄のところへ徴収率、滞納繰越分の徴収率は36.79%と、現年度分は99.15%と載っていますね、載っていませんか。一番右側の理由等という、わかりましたか。差しかえてあるのか、これ、僕、差しかえてへんのか。

差しかえてないのを、僕が見ていました。申しわけございません。質問をかえます。

次に、参考資料の188ページでございますが、この中の有収率の件でございます。昨年度、平成21年度と比較しまして、有収率が全体で0.8ポイント、約1%近く下がっているわけでございます。こうして、この中を見てもみますと、山田水道は100%というふうなすばらしい数字が出ているわけでございますが、香河の水道では78.9%、また、80%台がちょこちょこありまして、平均の89.5%ということで、いわゆるこの前年度よりも下がっているところがございますね。加悦水道で1.5ポイント、与謝では2.4ポイント、それから、香河では4.5ポイント、三河内は3.9ポイント、大幅に下がっています。この辺の理由といたしますか、原因は調査ができていますでしょうか。まず、お尋ねいたします。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

ちょっと全体的なお話からさせていただいても結構でしょうか。まず、有収率について全体的なことをお話をさせていただきます。あくまでも参考ではございますが、全国平均の最新値を申し上げます。上水道が90.1%、簡易水道が78.7%でございます。したがって、当町の22年度の数値としましては89.5%ということですので、全国平均は上回っております。しかしながら、当町の場合、過去から、簡易水道であっても、有収率については上水道並を目標にしておりまして、したがって、90%以上は有収率を上げていきたいというふうに努力をしてきております。

しかしながら、今、平成22年度につきましては、90%を下回っているような事態でございます。そこで、この平成22年度が前年に対しましてもダウンしておりますので、この原因が何かということでございますが、これにつきましては、もう水道管の破損が一つ大きな原因だと思います。ちょっと個々に申し上げますと、まず、水道本管でございますが、21年度は11件でございます。それが、22年度では7件ということで本管については4件減少をしております。ところが給水管、これ給水管は町のほうで修理をしています官民界までの道路の分です。これが21年が30件、22年が35件ということで、5件の増、それから、さらに宅内、宅内というのは破損があった場合は、個人で修理をお願いしている分でございますが、町のほうに申請があ

ったもので、21年は96件、ところが、平成22年につきましては139件ということで、件数にして43件も増大したと、このことが有収率に大きな影響をしたのかなと思っております。

特に、この急激に増大した理由につきましては、ことしの2月が大変寒うございまして、凍結破損が続出したというようなことがあります。したがって、これらが大きく影響したものとこのように考えております。以上です。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） それと、先ほどのほうに戻りまして、この水道使用料の滞納にせよ、現年度にせよ、この徴収できない、いただけない方に対する、いわゆる督促なり、また、納めていただくように、どのような工夫をされ、どのようなことを日々の業務の中で、この100%徴収に向けて努力をされておられるのか、お尋ねいたします。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

使用料の徴収についての努力ということでございますが、いつも申し上げておりますが、使用料につきましては、納めていただけない場合、まず、督促を行いまして、その後、毎月、督促なり催告というんですか、お手紙をお出しして、最終的に中3カ月をあけた上で、もうやむを得ない処置として給水を停止させていただくというようなことを、まず、これを一つの事務といたしますか、流れとして基本に置いております。ただ、それぞれにいろんなご事情がございますので、それにつきましては、事情をお聞きした上で、例えば、誓約をしていただいて、その誓約に従ってお支払いをお願いするというのも一つの基本にしておりますが、誓約どおりにいかない場合もございます。そういう場合に、とにかくお話をさせていただくことで、少しでも納付意識を高めていただくようなことを考えてやっております。以上です。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） この現年度分の未納者、223人という数字は、私は非常に大きな数字だというふうに判断をしています。現実に平成22年度は給水停止は、どの程度されたのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

22年度で行いました給水停止につきましては、月平均ということで、月の平均でも、全体でもいいんですけども、月平均は16件ございます。総数にしまして195件、年間で195件で、月平均にしますと16件ということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、もう一度、お尋ねいたしますが、この給水停止が1カ月平均16件あるとしまして、この方の給水を再開される時の条件はどのようになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

あくまでも当来月分のといたしますか、給水停止の対象になったものでございますので、3カ月前の金額ですか、その金額を納めていただかないと開栓はしないということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） ということは、3カ月前の一月分を納めれば開栓できるということですね。そう

いった方が、何度も同じ方が給水停止をする、一たん納めていただく。また、しばらくすると給水停止になるというような行為が繰り返されているような経過はあるでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。大変申し上げにくいわけですが、給水停止の大半が、そういった方でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 給水停止の方の大半が、そういう方であるということは、やはりそれに対する抜本的な対策と申しますか、手当と申しますか、じゃあほかの部分でどうなのか、総合的な、恐らくそういった方は、ほかの部分においても町に対する利用料金とか使用料金とか、そういったものが滞納になっていると思います。まず、その辺から、ほかの課とも連絡しながら、やはり、この水道は、本当に当町にとって特に大きくお金を投資していますよね、水道会計には、下水道もそうですが、特に水道会計には、これは当然、私たちの生活にとって、これがなければ生きていけないわけですから、それだけの投資があつて当然だと思いますが、それで投資したものが、このように年間200何十人の方が支払いできないと、ならないという現実につきましては、これはやはり真摯に受けとめていただきまして、ぜひとも水道課だけではなく、当町の多くの多くの投資をする仕事でございますので、ぜひとも今後とも善処していただきますようお願いをしておきたいと思ひます。以上です。

議長（井田義之） ほかにありますか。

1 4 番、糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それでは、簡易水道について、簡単に質問させていただきます。

今、赤松議員のほうからもありましたけれども、有収率の関係です。21年と22年度の比較については、今、説明をいただきましたとおり、私も理解をいたしておりますが、全国平均からも上回っておるといふ話もお聞きいたしました。しかしながら、ずっとこの4年間ほどを見ておきますと、ほとんど90%台をクリアしたのは1年だけかなという気がいたしております。すべて90%少し下回ったところの数字で推移しておるのではないかなと。この4年間、簡単に平均しますと、89.5%ぐらいの有収率だろうというふうに思います。ちなみに上水を見ますと96%なんですね、4年間で。ざっと6%の差があるわけなんです、そうしますと、原因がいろいろとあろうと思うんですが、山田みたいな100%というのは、これちょっと異例なんです、これ本当いとうとあり得ないと思うんですけれども、何か、今、言われましたように本管とか給水管とか、個人の管が破損しておるといふ以外に何か、少し原因があるのではないかなというふうに思うんですね。上水が96%いっておるわけなんで、上水までもいかななくても、私は93%ぐらいまでは、有収率を上げていただきたいなというふうに思うんですけれども、この以外に何か原因があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。

今、ご指摘がございましたように、例えば、22年度だけで申し上げますと、簡易水道と上水道の有収率の差については6.8ポイント開きがございます。とりあえず、まず、破損についてでございますが、上水のほうの破損件数を一応参考までに申し上げます。上水道では本管がゼロ、

給水管が4件、個人負担分が26件でございます。したがって、先ほど簡易水道の件数を申し上げましたが、圧倒的に少ないということが上げられます。総合的な有収率の、この差でございますが、この差について、いろんな角度から私のほうも検証をさせていただきました。例を挙げさせていただきますと、まずは配水管の延長、やはり配水管が長ければ長いほど破損の確率は高くなりますので、その辺について見てみようということで、ちょっと数字的に申し上げますと、簡易水道の全配水管延長が14万7,932メートル、約15キロ弱でございます。それから、上水道のほうは3万8,576メートルということで、大体3.8倍の延長の違いがございます。したがって、簡単に言えば上水で1件起これば4件、簡水で起こる確率ということになるわけですが、今の、先ほど申し上げた件数から見ても、そのようなことにはなっておりません。

それから、配水管の中には、特に漏水が、あるいは破損事故が少ないという管の種類にダクトイル鑄鉄管というのがございます。これは非常に価格も高いということで、ある一定の関係、例えば、200ミリを超えるというような管についてのみ使用をしておりますが、この管の長さが簡易水道では9,467メートル、上水では7,082メートルということで、割合にしますと簡易水道全体の配水管の長さに対するダクトイル鑄鉄管等の丈夫な管は6.8%、上水道に至りましては18.4%ということで、丈夫な管が占める割合が、上水道のほうが高いということもございます。

それから、給水件数でございますが、これは契約件数で申し上げますと簡水が約7,200件、上水が約2,600件ということで、約3倍の違いがございます。したがって、上水の給水管が1件破損する、個人負担も含めてですが、1件破損すれば、その約3倍が簡易水道でも起こり得るということになります。それを上回っているということでございまして、一体何が簡易水道、これほど有収率が悪いのかという部分について、正直、明確な要因が見出せていないということが実情でございます。以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 結論的には、明確な原因がわからないということのようではございますけれども、非常に、その上水と簡水との差が、管に対してあるというふうに、今、お聞きしたわけではございますけれども、延長にしても15キロと4キロほどですので、大分、差はあるわけなんですけど、これ総延長ですわな。だけど、これ13簡水の中の延長と云ったら、そんなないわけでしょう。例えば、加悦とか与謝とか奥滝とか、ありますけれどもそれぞれの延長と云ったら、そんなないわけなんです、それぞれ個々に比べても、悪いわけなんですよ、これずっと。だから、そこら辺からやはり原因を探っていただかないと、私は有収率は上がらないというふうに思っておりますよ。だから、1カ所から15キロ延長されておるなら、また、話は別ではございますけれども、だから、一つの浄水からの延長は、そんなないはずなんです、管の、でしょう。だから、個々の有収率も、全部悪いわけですよ、個々の有収率も、山田以外は、山田の100%以外はね。ですから、そこら辺の原因究明は、いま一つしていただきたいなというふうに思います。

例えば、いわゆる給水原価から計算してみますと、やはり10%たれ流しになっておるわけですよ。いわゆる20万㎡がたれ流しになっておるわけですよ。金額にすると4,400万円ほどの金をばらまいておると一緒になっておるんですよ、これ。

ですから、やはり有収率は上げていただいて、そして、そういう無駄は省いていただくという

ことをしていただかなければ、私は困るなというふうに思うわけなんです。せめて、もう少し水を大切にしてくださいような方策を考えていただきたいなど、95%とはいいませんけれども、せめて93%ぐらいまでは上げていただくと、この辺の努力をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします

ちょっと誤解があるといけないので、説明をさせていただいておりますが、浄水場の数が少ないということになりますと、一つの配水池から全戸に配水していくわけですので、もともになる管が太くなります。太くなるということは丈夫な管を使わないといけないということで、その岩滝の上水の場合は浄水場一つに対して、太い管でもってずぼっといっているのです、太い丈夫な管の占める割合が大きいということです。逆に簡水は浄水場がたくさんあります。したがって、細い管を張りめぐらせているということがあって、その部分につきましては破損率が高くなるということがございます。それと個々の数字についてなんです、例えば、香河水道ですが、78.9%ということで非常に悪いです。というのは扱う水量が少ないので1件漏水が出たら、すぐに数値的には落ちてしまうということになるので、個々の数字が小さいというのは、比較的扱う水量が少ないところが、そういった傾向にあると思います。

ただ、私のほうとして非常に着目しておりますのは、一番上の加悦水道です。簡易水道の中でも扱う水が一番多い加悦水道の有収率が84%ということで、非常に悪いということがございまして、まずは、この大きな水量を扱っている部分の有収率が上がれば、当然、全体の有収率も上がるということになりますので、議員、ご指摘のように、できれば93%いきたいという気持ちは十分思っております。したがって、今年度についてになります、とりあえず今、10月になりまして、一応9月末、上半期のデータを1回、ちょっとくくってみたいなど。くくった上でなお、加悦水道が80%台にあるような状況であるなら、これは漏水調査を徹底的にやらせていただこうかなというふうに思っております、なんとか私のほうもいろんな工夫をして93%、おっしゃいましたが、90%以上に、恒常的に90%以上が確保できるような形というのを努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） いろいろと原因があると思いますので、十分その辺の原因を究明していただき、原因究明していただかないと改善できませんので、改善をひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、28年度の上水での統合を目指して、今、基金が積み立てられております。ざっと今2億5,000万円、ことし23年度で3億5,000万円、5,000万円上積みして、大体4億円ほどになる予定です。監査委員のご指摘もありましたように、目標を定めて積み立てなさいと、こういう監査委員さんの指摘もあったようですが、この目標額はどのぐらいに考えられておられるのか。わかりましたらお示し願いたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

この目標額につきましては、ちょっと私は不在でしたが、6月議会でもご質問があったと思

ます。そのときに答弁させていただいておと思いますが、そのときに7億8,000万円ほどという金額を申し上げたと思います。一応、私のほうとしましては、いわゆる最低額なんです、これは、最低でも7億8,000万円にもっていききたいなというふうな思いであります。その根拠でございますが、上水道の現在の規模と簡易水道の規模、例えば、給水人口にしますと上水道の2.9倍、有収水量で申し上げますと2.1倍というようなことがございまして、私のほうとしてはざっと上水の平均をとりまして2.5倍程度は確保したいなと、したがって、現在の上水の平成28年度の現金預金という形で申しわけないんですが、ほぼ3億円程度という読みをしておりますので、その2.5倍ということで7億5,000万円ということはございますが、それ以前、いわゆる合併前から持っております基金もございますので、一応、最低7億8,000万円という目標を持っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） わかりました。私も大体7億円程度は必要ではないかなというふうに思っております。現金預金が3億円と言われましたし、上水の今、資本剰余金が7億円幾らだというふうに思うんですけども、そのぐらいは必要かなというふうには思っております。これもばくつとした計算ですけども、22年度の決算から見ますと、22年度の簡易水道の決算を上水道並みに計算してみますと、大体7,500万円ぐらいの、私は赤字かなと、これは改良費を除きますよ、改良費は、これは資本的収支のほうに上水でいきましたら入りますので、それを除いたものを計算しますと、大体7,500万円ぐらいの赤字になるのかなと、これの10年分ぐらいの、私は基金が必要かなというふうには実は思っておるわけなんです。そういった中で、やはり上水と簡水との28年度の統合になれば、そのぐらいの基金があれば、何とか格好がつくのかなというふうな気がいたしておりますので、今、水道課長のほうから答弁がありました、そのぐらいのあれで私は理解ができます。それで、今後の、この簡水の、私、課題としては、やはり一つには、先ほど申し上げましたように有収率を上げていただくというのが一つと。それから、やはり統合に向けての基金の積み立てというのは、やはり計画的にやっていただく必要があるかなと、そして、やはり28年度の統合で、やはり町民に負担がかからないような、大きな負担がかからないような対策が、今から必要ではないかなというふうに思っております。そういうふうに考えておりますけれども、水道課長は、いかがお考えか、ちょっとお伺いしておきたいと思ひ、最後に。

議 長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

今、糸井議員がご指摘をされました、このことにつきましては私自身も全く同意見、同じ思いであります。したがって、今後とも有収率を上げること、それから適正に積み立てをお願いして統合に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。その中で、ちょっと簡単にスケジュールを申し上げておきます。一応、法律的には平成28年度までに上水道に統合しなさいということでございます。当町での考え方といたしましては、29年3月31日に統合をさせていただくという思いをしております。したがって、この統合時で再度、与謝野町水道としての事業ということになりますので、その時点で新たに料金の設定をさせていただくことになろうかと思ひますが、この料金で皆様方にお世話になるというのは29年度4月1日からというよう

な見込みであります。

ちょっと補足ではございますが、申し添えさせていただきます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） ということは、それは、それならわかりました。29年4月から実施というふうに理解をしておきます。

今、料金の問題が出ましたので、料金を4月1日から、それも改定というふうに言われたんですが、今ここで聞くのはちょっと酷かと思うんですが、どのぐらい考えられておるのか、もしわかったら、料金の問題が出ましたので、ちょっとお尋ねしておきますけれども、いかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。大変難しい問題でございます。これは町政懇談会の中でも、そういったご質問をいただきましたが、現在の料金より安くなることはないでしょうと申し上げております。したがって、上がるわけですが、それが一体どの程度上がるのかということになるかと思えます。岩滝地域の上水道の料金の値上げのときにも申し上げておりましたが、上水道だけを見ましても、適正料金は基本料金を1,900円とさせていただいた上での料金体系であろうということも申し上げておりますし、簡易水道につきましても、それに近い数字になるかと思えます。ただ、ここ数年の有収水量の落ち込み等がございますので、これらがどういった影響に今後なっていくのかということも含めて考えますと、かなり厳しい状況になるかと思えます。そうなりますと、基本料金の設定そのものにつきましても、近年、考え方を改めて、基本水量をやめなさいというような全国的な動きもあります。したがって、今現在、皆様方にお示ししております言い方としましては、基本料金が幾らからの料金体系ということをお願いしておりますが、今後は、そういったことも見直さないといけないということになりますので、一体幾らになるものかというのが非常に比較がしにくい状況が起こってくるかとは思いますが、今の現状で申し上げますと、今の料金から幾らになってしまうのか、2,000円になるのか、その辺については、今後の状況を注視させていただいた上での判断ということになるかと思えますので、ご理解がいただきたいと思えます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） まだ、先のことなんで、今、料金をとやかく言うことはちょっと、私も申し上げにくいわけなんですけど、できるだけ、やはり28年度の統合に、町民の皆さんに負担があまりかからないように、そのために資金も基金も積むわけですから、その辺は十分、ひとつ考慮をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後に一つお願いしておくんですけども、昨日、資料の訂正が出ましたね。あれは、この決算書の数字と全く合っていない。無意味なものだと私は思うんです。お聞きしますと、上水との比較でされるということですけども、それならそれで、別に出していただきたいのと、上水との比較の資料、ということは、これは参考資料になっておりますけれども、主要施策の、これは成果書なんですよね。ですから、それに、そういった資料は、私は出していただく必要はないというふうに思います。これはあくまでも成果です。成果の報告書なんで、決算書と間違った数字を出していただいても何もならないというふうに思いますので、その辺は十分考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ただいまご指摘をいただきました決算参考資料の上水道の資料についてでございますが、これにつきましては若干の経過がございまして、上水道はいつも申し上げておりますように、決算が3月31日ということになります。簡易水道は出納閉鎖期間をいただきまして5月31日ということでございますので、以前から簡易水道の状況と上水道の状況の比較が非常にしにくいというようなご指摘がございまして、実は合併以来、ずっと上水道の資料につきましては、5月31日の状況に置きかえて皆さんにお示しをしているところでございます。

ただ、今、ご指摘がございましたように、決算参考資料というのは、あくまでも決算書と連動していなければいけない成果品でございますので、今後について、これをどういった形で皆さんにお示しするかについては、ちょっと内部で協議をいたしまして、その上で考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

14番（糸井満雄） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対の討論を求めます。

塩見議員。

5番（塩見 晋） 議長より発言の許可をいただきましたので、私は議案第98号、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

私にとりまして水道課は所管であり、しっかり審査をしなければならぬ立場でありながら、企画財政課長の本会議での報告があるまで違法流用に気がつきませんでした。過日の平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定の審議の中で糸井議員から指摘があり、企画財政課が調査の結果、水道課でも地方自治法に違反する行為が判明したものであります。すなわち地方自治法第220条の規定では、歳出予算の経費の金額は各款、または各項の間において相互に、これを流用することはできなくなっております。今回の決算は3款の改良費を1款の総務費に流用したものであり、違法行為となるものです。水道課は違法流用に気づき、企画財政課と相談をしたが、企画財政課の指示により流用したとしていますが、この行為は認められるものではありません。また、第232条の4において、会計管理者は普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ支出をすることができない。会計管理者は前項の命令を受けた場合においても、当該行為、支出負担行為が法令、または予算に違反していないこと、及び当該支出負担行為にかかわる債務が確定していることを確認した上でなければ支出をすることができないとも規定しております。

支出の取り決めの中で水道課、企画財政課、会計室、それぞれが遵法の意識がおろそかにされたため、今回の事故が発生したと思われれます。事務方トップの日ごろの指導性が問われるところでもあります。事件の重大性に鑑み責任の所在を明確にして、今後、同様の事故を起させないような取り組みをしていただきたいと思います。

そこで私は、一般会計では附帯決議をつけて賛成をしましたが、簡易水道会計においても流用

の同一の事件があることは認めがたいことでありますので、あえて、私は平成22年度与謝野町簡易水道特別歳入歳出決算認定について反対をするものであります。

以上をもって反対討論といたします。

議長（井田義之） 次に、本案に対する賛成の意見はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者多数）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前10時53分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま認定されました議案第98号に関し、「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。したがって、「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

議員発議第3号 平成23年10月5日

与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 糸井満雄

賛成者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

賛成者 与謝野町議会議員 伊藤幸男

賛成者 与謝野町議会議員 有吉 正

「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）について

上記の議案を与謝野町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

以上です。

議長（井田義之） 提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、糸井満雄議員。

14番（糸井満雄） それでは、ただいま簡易水道の認定がされましたけれども、それに対する附帯決議をさせていただきたいと思っておりますので、これから上程をさせていただきますので、ひとつご賛同、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、案文を朗読させていただきます、提案説明にかえさせていただきますと思っております。

「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）、議案第98号、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての中で簡易水道事業が納付すべき消費税について、不足する予算を12月の補正を予算に計上する際、1款総務費に計上すべきところを誤って3款改良費に計上したため、支払いの際に3款改良費から1款総務費に予算流用しており、款から款への予算流用となっている。これは地方自治法第220条第2項の規定に反する違法な予算の執行であることは明白であると。

さらに、この規定を認識していながら、違法な執行を行ったことは重ねて重大な責任がある。については、今後の予算の執行に当たり、下記事項に十分留意されるよう強く要請する。

記

1. 予算の執行に当たっては、法令遵守を徹底するとともに、財務規則に準拠し、適正に執行されたい。

2. 予算執行に関して、チェック体制を強化し、誤りを事前に防止できるシステムの構築及び職員研修に努めること。

以上、決議する。

平成23年10月5日 京都府与謝郡与謝野町議会

以上でございます。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

糸井議員、お戻りください。

（糸井議員 着席）

議長（井田義之） これより附帯決議に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、「議案第98号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議(案)は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時15分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第2 議案第99号、平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第99号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第99号 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3 議案第100号 平成22年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第100号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成22年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4 議案第101号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第101号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第101号 平成22年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5 議案第102号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番(野村生八) それでは、22年度の介護保険特別会計の決算について質問をいたします。

決算の資料の197ページから、この介護保険特別会計の資料があります。まず、199ページの全体のサービスの状況が記載をされています。

福祉課長にお伺いします。この22年というのは3カ年計画の真ん中ということでございますが、21年と22年を比較しまして、この計画から見て遂行状況はどのようになっているのでしょうか。

議長(井田義之) 佐賀福祉課長。

福祉課長(佐賀義之) ご質問のありました、この高齢者福祉計画、並びに介護保険事業計画と比較してということで質問がございました。平成22年度の決算状況を見ておきますと、計画額と比較しまして、全体で介護予防給付もあわせて3,700万円程度下回っているというような状況でございます。なお、昨年度、同じように野村議員から、この21年度決算における執行状況はというご質問をいただきまして、若干上回っているんじゃないかなということで答弁を、昨年度、させていただいて、私のほうのメモを見ておりましたら、そういう答弁をしておりましたけれども、今回、そのあたり第5期の計画がございますので、そのあたりを十分精査をしておりましたら、昨年度についても4,800万円程度、計画額よりも低くなっているという状況でございますので、昨年度の答弁に対しまして、野村議員のご質問に対して修正をさせていただきますとともに、今年度の状況報告とさせていただきます。

議長(井田義之) 野村議員。

1番(野村生八) 今、答弁ありましたように、大きなところでは宮津の特養が計画どおりに進捗していないという問題を取り上げたというふうに思います。今期、22年も3,700万円下回っているということですが、一つは、どこでも安心プランを力を入れていただいて、小規模の事業所をつくるという取り組みを進めていただいております。こういうサービスの提供側として、こ

の22年度は計画どおり進んでいるのかどうか、それが進んでいるのにもかかわらず下回ったという、その理由が何かということ、どのように分析されているのか、お聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この計画に沿って、地域密着等々の整備が進んでいるかという状況でございます。各年度、1カ所程度、地域密着の施設整備を行いたいということでございますので、昨年度についても岩滝地域に念願でありました地域密着のサービス事業所ができたということで、これは計画どおりに進んでおります。全体では、この決算資料の198ページをごらんいただいたら、このあたりに、どのサービスが伸びているかどうかというのが、よくわかる表をつくっております。ここで見ていただきますと、この5番の介護給付費の状況ということでございまして、介護サービス等諸費については105.29%ということで、これは地域密着を含めまして5.29%ということでございます。そして、その内訳の7段目ぐらいを見ていただきましたら、地域密着サービス給付費というのがございまして、ここが27.31%の大きな伸びになっております。一方、先ほど、議員からもご案内いただきましたように、施設サービスの関係でございます。この施設サービスについては、上から2番目ということで99.53%ということで、これ0.37%の減ということでありますので、こういったことで若干近隣町で予定をされておりました施設が、まだ、整備が、この計画の中には一定量含んでおりましたけれども、その利用がなかったということの状況でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 当町では計画どおりサービスの提供を引き続き努力していただいている成果が生まれているということだというふうに思います。そこで、その198ページの上の段に高齢者の推移が載っています。いわゆる7,263人が7,154人、いわゆる減ってきているということになっているわけですが、今までの計画で、このピークというのはもっと先にある計画と、それから、こういう形でピークが早く来るという資料があったものと、私はあったというふうに思っておるんですが、現実には、これがピークかどうかはわかりませんが、減ったということが明らかになったというのは、非常に珍しい傾向ではないかなと思います。そういう問題と、減ってはいいても認定者はふえたということですね。その辺の状況、高齢者の状況について、いわゆる次期計画が今、検討されていると思いますが、どのように判断されて次期計画に、それが反映されるのか、そのお考えをお聞きしておきます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この表を見ていただきましたら、私も集計して日々、異動というのは理解をしておりましたけれども、1年間の比較をしますと、この表にございますように21年度末では65歳以上の方、7,263名が22年度末には7,154名ということで100名程度減っております。ここへきて本当にたくさんの方がお亡くなりになったというような思いがございまして、こういった結果にはなっております。しかし、計画の中では、こういった沈み込みというのは、あまり想定しておりません。これは、やはり特別に暑かったりということでお亡くなりになった方があったということでありますので、まだ、ピークについては、もう少し先ということで、団塊の世代の方が75歳になられるあたりがピークになってくるのかなというふうに思っております。それからいいますと、現在、60過ぎの方ということがございますので、12～3年後が

大体ピークになってくるのじゃないかなという推定をしております。

そういった中で、介護認定をさせていただいている方については、この198ページの2番目の要介護認定者の状況に書いてございますように、22年3月31日では1,445名が、今年度、23年3月31日では1,485名ということで、若干の増ということになっております。今後の計画についても、こういったことで認定者はふえるということでございます。なお、もう少し突っ込んで利用者のことまで申し上げますと、大体、この認定をさせていただいた方の約8割の方がサービスを使っているという状況でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 認定者はふえるということですが、このふえ方ですね、これはいわゆる近年ずっと上がり続けるわけですが、一定、こういう高齢者が減ったということを反映して、ふえ方は緩くなっているのかどうか、その辺を次期計画で、どう計画に繰り入れるのか、この辺は大事になってくると思いますが、現状では課長は、どのように判断されていますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このふえ方でございます。この認定の場合、特に与謝野町の特徴といえましょうか、やはり与謝野町については独居の方というのが大変多くおられます。そういった中で、やはりいつでも、この介護保険サービスが使えるようにということで、この実際に今、サービスが必要じゃないんだけど、とりあえず認定を受けておこうという方が、そのあたりが先ほど言いましたように実際に受けておられても20%の方が、介護認定を実際に受けておられてもサービスまで使われていないという方が2割ございます。そういったことから言えば、この伸び率というのが介護保険制度ができましたから10年たつわけなんですけれども、当初はぐぐぐと本当に右肩上がりに上がってきました。しかし、現在では大体1,400人から1,500人、ことしまでの人数で大体、そんなにふえていないという状況でございますので、今後の計画についても、とんでもない伸び率は見込んで計画を立てることはしておりません。若干の微増ということで計画を立てることとしております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど答弁がありましたように、計画より下回っている理由が、率では少ないですけども、施設介護サービスというのは、もとの額が大きいですから、わずかでも率が下回っても額が大きく下がるということです。この特養については、宮津の波路にできたということで、今年度は計画に近づいてくるかなと思います。一方、この特養については、いわゆる待機者が大変多くおられるわけで、現在の待機者、また、答弁いただきたいと思いますが、新たに、これは要するにサービスの提供が、もう限界に、これ以上、サービス提供がふやす必要がないということではなくて、サービスが受けたくても受けられない方が待っておられるわけですから、次期、特養を今回、つくられるわけで、これは次回の計画の中で大きく、この分のサービスがふえるということになるというふうに思っています。その辺を含めて、一方で認定者が、そんなにふえていかないということと、今の問題を含めて、これが介護保険料にはね返ってくるわけで、これをどこに見るかということがはね返ってきます。これらを含めて、今どのように、この22年の決算について、そして、今の23年の執行状況について見通しを持っておられるのか、お聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） まず、現在の待機者の状況を申し上げておきますと、これは京都府がすべての施設等に照会をしまして、対象者をスクリーニングをしております。その報告がございましたのが120名程度ということなんですけれども、これは待機者ということで、既に今、老健でありますとか、病院とかを利用されておられる方は除きますので、そういった方を戻してみますと、与謝野町では、今までから申し上げておりますように約170名から190名の、このあたりの方が待機していただいているんじゃないかというように思っております。

そういった中、今、加工場跡地に新しく計画をして、来年の秋には一定、60床の、この特別養護老人ホームができるわけなんですけど、そのうち60床全員が与謝野町の人が入っていただくということは考えておりません。そのうち10床程度については宮津市でありますとか、伊根町でありますとか、近隣市町村から入っていただくということで、とりあえず町のほうの計画としましては、50人程度、そこをご利用いただく計画としております。しかし、これが今の給付費にぼんと50人、上積みになるというイメージは持っておりません。在宅の人が特別養護老人ホームに行かれたり、また、老健施設を利用しておられた方が特別養護老人ホームのほうにかわられたりということがございますので、50人上積みというのではなしに、実質的には25人から30名程度の増を見込んで、その必要金額を今後の第5期の計画の中に盛り込んでいかなければならないかなと、このように考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 次の質問をします。現在、与謝野町内の介護計画、いわゆるケアプランですね、これをつくっておられる事業所は幾らありますでしょうか。

それから、町の包括のケアマネジャーさんと、その事業所で働いておられるケアマネジャーさんの人数が何人おられるのか、わかりましたらお聞きいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在、与謝野町では、ケアプランを策定いただいている事業所というのが、これは7事業所ございます。これを見ていただきましたように介護保険制度が始まったときに60歳以上のご家庭にすべて、こういったチラシを配らせていただきましたけれども、これの裏側を見ていただきましたら7カ所、このケアプランの策定事業所というのがございます。そういった中で、このケアプランに従事していただいている方については、現在、この施設としては21名の方に従事をいただいております。そして、町のほうについては、要支援1、2の方については、町の包括のほうでケアプランを立てるわけなんですけど、この現在、職員が5名従事をいたしております。町のほうの要支援1、2のケアプランの件数については、約200件程度ございますので、それを5人の人数で割りますと、町の職員については大体40件程度、一人がケアプランを持っているというような状況でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先日、今、町のケアマネさんが国の基準以上の件数を持っているという答弁がありました。この今、民間のケアマネは、どれぐらいの、そういう仕事量になっているのか、わかりましたらお聞きいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 民間の方でお世話になっておりますのが、大まかな数字で申し上げますと約700名の方を担当していただいております。この700名を21人で割りますと約33件ということで、この要介護の方の一人当たりの限度というのが、35名を限度ということに国のほうの基準になっておりますので、今、議員がご案内いただきましたように、もうぎりぎりの状況でケアプランを立てていただいております。大変忙しい目をしていただいているというように認識しております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 自公政権のときに毎年、必要な福祉の予算を削るという事態の中で、ばたばたと福祉の事業所が廃止されるという状況が続きました。新しく、そういうことが改善されて、とりわけ人件費に対する上積みがされたということがあって、この間、いわゆる経営の改善がされたというふうに言われています。ただし、この人件費の上積みは期間限定になっていますので、ずっと続けられるということになっていません。非常に不安定な状態ですけれども、現在は、そういう状況にあります。しかし、このケアプランをつくる事業所は、その中で唯一、赤字部門ということが改善されないという状況になっています。今、言われたようにケアマネさんは、目いっぱいの仕事をしている。目いっぱい仕事をされても赤字の事業経営になっている。こういうことになっていると思うんです。こういう実態について、福祉課長としては、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほども申し上げましたように、本当にケアプランを立てていただいておりますケアマネさんについては、忙しい目をしていただきましておるにもかかわらず、ケアプランの費用というのが一定金額しか入りませんし、先ほど申し上げましたように、最高持っても35件しか持てないということで、もう天は決まっております。そういった中で事業所のほうについても、大変その部分については、赤字に近い運営をしていただいておりますけれども、一方、そのケアプランをもとに自分の事業所が、関連の事業所がございます。そういったところにつないでいただくというようなことであったりしますので、そういったことでは、ほかのデイサービスでありますとか、特養でありますとか、ショートステイ等々の関係で、そういったサービスにつないでいただいているということから言えば、この部分についても、やはり施設全体から考えますと、ケアプランの部分については必要な部門かなというように思っております。

先ほど、処遇改善についてなんですが、これは第4期の計画の中で、あまりにも待遇が悪いということで、約3%の処遇改善費用を国のほうが、単位単価のほうに上げました。町のほうも給付費が上がるから、その半額を見てやろうということで、1.5%相当分については国のほうが、これ補助をいただいているんですけども、今後、第5期の計画の中には処遇改善部分については、今回示されておられませんので、その部分については若干単価が上がってくるというようなことで、この3%アップによって、かなりこれは以前と比べて処遇待遇の関係でも、よくなったというようなことはお聞きはしております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今のケアプランを作成する事業所は、ほかの事業所をすべて、七つの事業所すべてグループホームだったり、訪問介護だったり、今、答弁があったようにほかのサービスを提供

している、その関係で、そういう事業が継続できるということになっている。そのとおりだと思います。

一方で、そのことが問題になっていると思っています。いわゆるケアプランを作成するときに、自分の事業所を優先的に計画に組み込むということにならざるを得ないと。これは国でも問題になって、それを是正すべきだという話に一時なりました。したがって、ケアプラン作成するところは、事業を、ほかのサービスの事業を持たないという方向の取り組みがされましたが、現実にはできるような状況に、国はしていないと、ここが大きな問題があるというふうに思うんですね。

現在の状況で、やはりそういう意味では、私もケアプランを作成する事業所は公平な形の立場に立つべきだろうと思っています。こういう中で、与謝野町として、いろんな形で新しい福祉の先進を目指している町として、こういうところを町として改善する必要があるのではないかと、町がやっている包括ケアでさえ、もう限度ぎりぎりまでいっている、民間も限度ぎりぎりまでいっている。こういう状況を改善するためにも、今の国の制度の枠内では、もはや限界があると思います。町として、これを何か改善する手だてを考える必要があると思うんですが、これについては町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、ご指摘のとおり、大変厳しい状況であるということは認識をいたしております。今すぐ、どういう改善ができるかということについては、もう少しお時間をいただく中で、来年の予算編成等に向けての中で考えていく必要があるかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、よろしくお願いします。

次に、先ほどありました保険料が、次の計画では上がるということが避けられないということで、以前から、とりわけ低所得者に対する独自の減免が必要ではないかということで指摘してきました。

この201ページに、現在の所得段階ごとの人数が記載がされています。この第2段階、とりわけ第2段階が非常に多いですが、実質的には、この第2段階、第1段階の方も、例えば生活保護であれば、生活保護費で別枠で出ますので、実質的にはゼロになるわけですね。この第2段階の収入というのは、生活保護と、現実には、ほとんど変わらない収入状況にあるというふうに思っています。その方について、いわゆるこの2万6,700円、非常に負担比率が高いだろうと思っています。この第2段階、第3段階に、やはりそれだけ上がってくると、非常に安心して保険料を払えない、払えばサービスが受けられないという、そういう声が上がっていますので、その辺も含めて、次の計画で、ぜひご検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この第2段階、第3段階でございます。本当に、ここの部分については町民税非課税の方で、また、年金金額が80万円以下の方という方が対象になっております。

そういったことから、この市あたりについては独自の減免制度を持って、例えば、ここの80万円以下の方というのが40万円以下の方というように、さらに細かく分けまして、減免制度を持っておられるところがございます。しかし、町段階では、南のほうの精華町でありましたか、1町を除いて、町のほうとしては、そういった減免制度、この保険料の段階の、2段階につ

いての減額をしているということはありません。そういったことをしますと、やはりその減額をした分についてを、この高額所得者のほうでカバーをしなければならないというようなことがございますけれども、ここの201ページの表を見ていただきまして、第4段階のところがございます。この第4段階といいますのが、基準額ということになっておりまして、第4段階でも特例として若干、安くしてる段階がございます。ここの減額対象者を与謝野町で見まして、この割合をずっと計算してみますと、与謝野町では減額対象者が57%、全体の57%の方を減額をさせていただいているという状況でございます。

その方の保険料を上位の方に上乘せをするといいますと、第5段階、6段階、7段階、8段階で、その見合った分をいただくということになりますと、本当にここの部分が高くなければ減額対象者は多く、負担する人が少ないということがありますので、そういったことで町の最高でも、やっぱり基準額の倍額以上はいただけんだろうというようなことを判定しておりますので、そういったことを踏まえまして、今後、検討をしていきたいというように思っておりますし、また、第3段階あたりについては、国のほうの、今回の改正で、まだ、正式なことはきておりませんが、さらに細分化して、区分を細かくして、そういった段階、段階に応じた方の保険料設定をするようになるというようなことをお聞きしておりますので、もう少しそのあたりの情報をお聞きしながら、次期計画の中に盛り込んでいきたいというように思っております。

1 番（野村生八） 納得できませんが、時間がありませんので終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） すみません。それでは2回目の質問します。

今、引き続き保険料の低所得者の減免なんです、大きな都市ではほとんどされているというふうに言われました。私もそのとおりに思っています。

その中で、1点指摘をしておきましたが、お隣の宮津市でもされています。人口は与謝野町よりも少ないです。そして、大きな都市でできるけども、小さい都市ではできないという、そういう問題ではない、内容は。大きな都市でも、小さな都市でも、対象の方が多或少ないということがあっても、大きい都市だからできるということは、小さい都市だからできないという、その根拠がないのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 確かに、この減額につきましては、この近くでは宮津市さんが第2段階の方を減額をされております。これは、先ほど言いましたように、普通80万円以下の方の1くくりの分を、さらに半分に分けて40万円以下の方を対象にされているというようなことでございますけれども、先ほど言いましたように、こういったものを減額をさせていただく対象者というのは、与謝野町では先ほど言いましたように57%と、大変多くなっておりまして、その段階を見ましても、かなり多くの人数が、その区分のところにおいでます。

それに見合う保険料、例えば宮津市さんでしたら、その第2段階の25%を減額をされておられるようでございますけれども、その25%相当分の人数をぶっかけた金額をはじきまして、与謝野町に合わせてみますと、その金額というのは大きな金額になっておりまして、それを負担いただく高いほうで割っていきますと、大変、この額が高額になってくるというようなことから、やは

り議員さんについては、大都市だったらできるのに、小さい市町村だったらできないのじゃないかなというようなことが言われましたけれども、やはりこの与謝野町の所得段階の、ばらまいている、この段階を見ておきますと、この部分については、なかなかできるような状況ではないということをご理解をいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 以前から指摘しておりますので、十分ご検討いただいているというふうに思っています。

それで、例えば宮津市は、今、言われたようにされていますが、その内容はほかの都市に比べれば、非常に少ない額の減免になってますね。そういう意味では、今、言われたように、与謝野町には与謝野町の状況がありますから、よそと同じ額の減免をするかどうかということは、これは、また別の問題があるというふうに思います。少なくとも、その減免制度をつくるかどうかということについては、これは考え方の問題だというふうに思うんですね。

実際、検討してみて、どれだけの減免の額ならできるのか、そのためには、どれだけの費用が要するのか、そういうことから判断をするべきことであって、まず、その考え方が大事だというふうに思います。検討された結果、どれぐらいの減免をする場合に、これだけの対象者になるので、どれぐらいの費用になると、こういう検討がされていると思うんですが、その内容についてお聞きいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この減免については、第4期の計画を立てるときについては、平成20年度にこれを立てております。

したがいまして、今、数字を求められましたけれども、実際、今20年度の、そのときの介護保険料の算定の基礎数値というのが、かなり大きなデータがあるんですが、そういった分を今、持ち合わせておりませんので、また後日といいましようか、このときに議論いただくということでありましたら、お昼休み中にでも資料をちょっと出してきますし、また、そういったことで、現在、手元には資料がないということでご容赦いただきたいというように思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今すぐ結論に至るような論議になりそうな雰囲気ではないので、改めて、そして、次の議会にでもさせていただきたいというふうに思っています。

基本的には、この問題は国の介護保険制度そのものに矛盾があるから、こういう実態が生まれているというふうに思っておりまして、これは国のほうで今の制度そのものをしっかり見直す、いわゆる必要なサービス料が、そういう形で保険料にはね返って、保険料を払えば、サービスが受けられない世帯が残されているという、ここの改善がされない限り、町ですべて解決できる問題ではありませんので、そういう問題については適切に国のほうに改善の要望をしていただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第102号を採決します。  
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。  
(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。  
よって、議案第102号 平成22年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。  
日程第6 議案第103号 平成22年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第103号を採決します。  
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。  
(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。  
よって、議案第103号 平成22年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。  
次に、日程第7 議案第104号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番 (野村生八) それでは、22年の国民健康保険特別会計について、質問をいたします。  
保健課長に質問いたします。207ページに資料で、その内容が記載をされています。この年度については、ほとんどぎりぎりの、わずかな黒字という決算になっていると思います。一方で一般会計からの繰り入れが7,600万円されていると、こういう状況を考えれば、実質的には赤字になっているのかなというふうに思っています。そういう意味での決算の全体のお考えと、それから、後期高齢者医療制度がつくられ、退職者医療のほうの年齢が変えられ、この間、いろんな制度が国保にかかわってつくり変えられて、ほとんど、どこが基準かがわからないという状況が続いてきましたが、この22年の決算は一定、安定した状態に入った年の決算なのか、引き続きまだ、その影響が残っている決算なのか、老人会計はまだ残っていますが、ほとんどそれは実質的にはないに等しいと思っていますが、その辺については、どのように受けとめたらいいのか、まず、お聞きをいたします。

議 長 (井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

22年度の決算状況でございますが、決算書の538ページに実質収支の調書を掲載させていただいております。この中で、実質収支額といたしましては617万3,920円でございます。この中で、今年度繰越金、それから前年度繰越金等を差し引きしました単年度収支といたしましては、三角の447万1,000円ということでございます。それで、実質単年度収支といたしまして基金積立、基金の取り崩し等を差し引きいたしますと、三角の1億398万3,000円というふうな赤字の状況となっております。

それから、2点目ご質問の制度改正によりまして、22年度の状況、それから、今後の見込みについてでございますけれども、平成20年度を境に多くの制度改正等もございまして、今後も制度改正も入ってくるだろうというふうに思っております。

国のほうでも社会保障と税の一体改革ですか、そういった協議も進められておりまして、そういった中での、国保の保険者支援、それから低所得者対策の支援と申しますか、そういったことも盛り込まれておるようでございますので、そういったことも制度改正と申しますか、現在の制度から改善されていくんだらうというふうに思っておりますが、全体の見通しといたしましては、22年度におきましては、保険給付費が、前年度と比べて減少いたしました。その原因につきましては、細かな分析はできておりませんが、その反動か、23年度におきましては、逆に22年度と比べて、同時期を比べますと伸びているというふうな状況でございます。

そういったことを踏まえまして、国庫補助金なり、いただいて運営させていただいておるんですが、今後においても保険料のご負担についての保険税のアップ、それから、基金の取り崩し、それから一般会計からのご支援をいただく中で、運営していかねばならないというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

午前中に引き続き、与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。野村議員の質問の続きでありますので、野村議員。

1 番（野村生八） 実質的には、1億円の赤字ということの答弁がありました。

そこで、一般の医療費は減っている、そして、保険税が不況の関係で約3,500万円、前年度より減っている。そういう実態だと思うんですが、それにしても、この赤字というのは非常に大きいと、後期高齢者医療制度、差別医療制度というふうに私は言ってきましたが、これがつくられて、そっちの関係で1億3,000万円ぐらい、あとの会計で保険税が出されて、一般会計からの繰り出しも入れて2億円、そして、この国保からの後期高齢者への拠出がされていると、そういう高齢者の方というのは、医療がたくさん使われて所得が低いということで負担があるという話で、そういうふうなことが始められたと思うんですけども、現実には、始めたにもかかわらず、こういう内容を見ても、いわゆる市町村国保というのは、反対に負担がふやされたんではないかというふうに思わざるを得ない。なぜこれだけの赤字になってきているのか、これ

は与謝野町だけではない、全体に前から、保険税が上がるときに指摘しましたが、もうすべての自治体が上げざるを得ない状況に追い込まれたと、こういう点を見ても、全く言われておったような後期高齢者の医療制度をつくった時の話とは、国保の実態は大きく違うのではないかと、いうふうに思うんですが、こういう赤字の実態については、課長どのように分析されていますでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

議員、申されますように、22年度決算におきましては、国保税につきましては全体といたしまして、21年度と比較いたしまして約4,250万円の減収となっております。あわせて、先ほどの答弁の中で歳出の保険給付費が22年度は、全体で約2.2%の減少というふうに申し上げました。そういった中で、歳入といたしまして国庫支出金が大幅に、21年度と比較いたしまして1億770万円ほど減少となっております。並行いたしまして、府の支出金につきましても270万円ほど減収というふうなことでございます。

そういった中で、平成20年度から新しい制度といたしまして、前期高齢者交付金という財政調整制度が創設されております。それにつきましては、21年度と比較しまして9,000万円の増というふうになっております。制度も、20年度から国保制度も複雑化してきますことによりまして、何が原因で、こういう赤字になってきているのかというふうな原因もつかみにくいという要因もございます。そういった中で、議員、申されました後期高齢者の制度の導入によりまして、支援金の額についてのご質問がございましたが、後期高齢者の支援金につきましては、22年度で3億4,580万円程度支出しております。21年度と比較いたしますと、3,100万円程度減少と、支出減というふうになっております。

これにつきましては概算、それから清算というふうな、年度を越えての調整がありますので、一概には、その年度だけでは数字の分析はできないわけなんですけれども、そういった制度によりまして、国保が22年度につきまして、午前中に答弁させていただきました1億円からの赤字になっているということかというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 例えば、後期高齢者医療制度は、創設のときに、かなり指摘しましたが、与謝野町や伊根町は、この高齢者の方の医療費は、府下最低の医療費の水準、使われているのが。

それで、府下平均で医療費に対する保険料や、そして、こういう国保からの拠出金が請求されると、いわゆる今までに比べれば保険料もふえるし医療費も、こちらの拠出金もふえると、暫定的に6年ですか、一遍にふえないようにという制度にはなってるわけなんですけれども、根本的に、これはおかしい制度だと、是正すべきだということも言うてきました。

こういう影響もあるのではないかと、北部の自治体の国保の水準が本当に厳しくなっているというのは、まさにそういうところに影響があるのと違うかというふうに推測するんですけどね。こういう問題についてはどうでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

ただいま議員のほうから医療費の動向と伺いますか、ご発言がありました。その中で、22年

度決算で照会させていただきますと、一般被保険者といたしまして、一人当たりの診療費といたしましては、与謝野町が27万2,000円程度でございます。

京都府におきましては29万1,000円、全国平均では28万5,000円という状況でございます。一方、75歳以上の後期高齢者の方の医療費につきましては、与謝野町が73万円でございます。京都府といたしましては93万5,000円、全国平均は86万9,000円というふうに承知しております。

ただいま申し上げましたように、京都府平均も下回る医療費で与謝野町は推移しているという状況の中で、議員ご発言がありましたように、後期高齢者の制度の中で保険料について、6年間で基準に戻すというふうなことにつきましては、与謝野町担当課といたしましても、永久に、その不均一課税については続けるべきであるというふうに思っておりますし、現在、法律で決められておるといふこともございますが、思いといたしましては、その医療費の差に応じた不均一の、その保険料の負担があるべきというふうには思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） これは後期高齢者の医療制度の問題だけではなくて、高齢者の人の保険料の問題だけではなくて、国保税にも、こういう形で大きな影響を与えて、国保料を上げざるを得ないと、そうすると滞納せざるを得ない、そうすると、いわゆる短期保険証、期限つき保険証になってという形に、どんどん悪循環していくということになっているというふうに思うんですね。抜本的に、これは今、国の制度がそうだからということで、その中で推移していったんでは、これは持ちこたえられない実態になるだろうと思いますのでね、その辺は町長のほうで、根本的に、これを是正するような、今の法律が変わらないのであれば、それを是正する支援措置を新たにつくっていただくということが必要だろうと思います。高齢者の方の医療費の額が6年間で府平均になるということは、とても考えられないです。その原因は、多くは地域の医療機関が少ないから、医療費が少ないという、ここが大きな原因だろうと思っておりますので、そういう点を、ぜひ町長のほうで取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この件につきましても、今までにも何回も府のほうの、そうした会議の中でも申し上げてまいりましたし、国保の、そうした大会の中でも、こうしたことについての意見をそれぞれ出させてはいただいておりますが、なかなかそういうところまでいってないということがございます。もう少し先ほどの中身をおっしゃいましたけれども、町のほうで、そうしたことのできる方法があるのかどうか、引き続き、それらについても、担当課のほうでも、また研究をさせていただきますたいというふうに思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 大きく制度のお話が出ておりますが、こうした中で、現在、京都府におきまして、国保の広域化支援方針という方針に基づきまして、具体的に一元化に向けた作業が始められております。

まず、大きな1点目といたしまして、後期高齢者に関しましては、これは、国の動向なんですけれども、法案としては、まだ出されていないんですが、後期高齢者医療制度の国保への統合というふうなことが、25年度末ですか、予定として進められております。法案が出ていないので予定

としてしか申し上げられませんけれども、そういった動きがございます。

それとあわせまして、国保におきましても広域化に向けまして、先ほど申し上げました広域化支援方針に基づきまして、23年度から、それぞれ四つの作業部会に分かれまして、標準保険料の設定でありますとか、財政共同化安定化事業の見直し、収納対策の向上についての模索等々、今後の一元化に向けての作業がスタートしているという動きがございます。

そういった中で、作業の進捗状況を見守りながら折に触れ、現在の制度についての、先ほどの要望についても発言の機会を得まして、申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 初めに来年も、ことしに続いて保険税を上げざるを得ないというふうな答弁があったというふうに思います。しかし、その内容というのは、被保険者の責任という問題ではなくて、制度そのものに問題があると言わざるを得ません。そういう意味では、ぜひ引き続き一般会計からの繰り入れも含めて、保険料の引き上げをしない手だてを、ぜひし尽くしていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 保険税の値上げ等につきましては、23年度、一人あたり約10%ということで、収支のバランスを見ながらアップさせていただきました。

24年度、さらには25年度におきましても、保険給付費等の動向を見ながら、これから調整させていただくということになるかと思いますが、国民健康保険につきましては、原則、独立採算というふうなことがございまして、できる限り独立した形での運営が望ましいということではございますが、議員、ご発言のように、いろんな制度の問題から保険者の負担だけでは、当然、賄え切れないという状態になっていることは事実でございますので、そういった不足する財源につきまして、一般会計からの支援、さらには、ほかの手だてがないかを模索しながら、保険税を上げる際におきましても、極力アップを抑えるというふうなことを当然、視野に置きながら運営してまいりたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第104号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第104号 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8 議案第105号 平成22年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第105号を採決します。  
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第105号 平成22年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9 議案第106号 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっております。直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第106号を採決します。  
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第106号 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10 議案第107号 平成22年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第107号を採決します。  
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第107号 平成22年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11 議案第108号 平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、水道会計についてお尋ねをいたします。

630ページなんですけれども、営業損益のところ、他会計より補助金ということで、一般会計から77万8,000円が補助金として入っておりますけれども、これは、どういった理由でここに入っているのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 多田議員のご質問にお答えいたします。

630ページの営業外収益（3）の他会計補助金77万8,000円でございますが、これにつきましては、子ども手当でございます。以上です。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 子ども手当ということで、特別に指定されたようなことだと、一般会計から、通常はですね、この補助金というのは、ちょっと問題があるのではないかなというふうに思いますが、子ども手当として補助金に充てるのは別段問題ないということであるのでしょうか。

公益企業法の第17条の3というところで、災害等に対する、災害復旧に対する補助金としては、補助金体制があるんですけれども、この欠損のですね、欠損の処理法というのが第32条の2にあるんですけれども、ちょっと読んでみますね。

地方公営企業は、前事業年度の欠損を生じた場合において、前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもって、その欠損金を埋め、なお、不足があるときは政令で定めることにより繰り越すものと、要するに欠損が出たときには繰り越すことが、処理として法的に書かれておるわけなんですけれども、こういった子ども手当に対する補助金というのが適当かどうかということがお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

ちょっと内容的に、よく理解をしていないんですが、通常、地方公営企業の場合には、災害その他、特別の事由がある場合において、ここで議会の議決を得たときは、一般会計から繰り入れが可能というような内容のことがございます。この災害、その他特別の事由という部分については、ここでいう、その他特別というのは、いわゆる赤字が出たものを一般会計から補うというような場合においては、議会の議決が必要になるという解釈をしております。

したがって、子ども手当の場合は、国のほうから一たん自治体へ幾らという形でまとめて交付がされるわけで、その中から上水の会計にかかわる職員の子ども手当を、そのままこちらのほうに入れていただくとということ、今おっしゃっております内容には当てはまらないんじゃないかなというふうに解釈をいたしております。以上です。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私は、これが特別会計だと、そういったことも可能かなというふうに思うんですけども、公営企業会計だけに、この赤字補てんのような形で、ここへ欠損させておりますけれども、それが果たしてどうなのかなという気がいたしまして、お尋ねをしたわけですが、その辺はどうでしょうかね。

今、それは子ども手当が国から補助金として出てるから、そのまま、この中に入れたんだという説明だと思うんですけども、それでどうなんでしょうかね。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

ちょっと私自身、意味をよく理解していないところがあるんですが、国のほうから補助金を受け入れる場合に、水道会計に直接、受け入れるという形にはなっておりません。あくまでも通常の形としては自治体においてくるわけですよ。一般会計においてくるわけです。その一般会計の中で、例えば、それが町民に該当する部分については町民の方へ、各会計を通じて交付されていきますし、それから例えば簡水であれば簡水の中の子ども手当に該当する職員分については、交付されると。それと同じような形で企業会計に関しましても、その分を受け入れたという形だけだと思うんです。

今、損益分の補てんのような発言を、それとはまた内容は違っておりますし、それから、地方公営企業法の第17条の3に地方公共団体は災害復旧、その他特別の理由により、必要がある場合には一般会計から地方公営企業会計に補助することができるという規定がございます。これにつきましては、議会の議決を必要としないということになっております。

したがって、今の子ども手当については、性格上、議会の議決を必要とするものではないという解釈をしておりますし、単純に受け入れの仕方の問題で、企業会計としては他会計補助金という形で受け入れるような窓口しかないの、そこで受け入れているということだと思います。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、21年度の場合は仮にどうだったんでしょうか。子ども手当は21年度はなかったということでしょうか。これは22年度ですね。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 子ども手当の関係につきまして、少し基本的なところといたしまして、そのあたりを説明させていただきたいというように思います。

福祉課が担当しておりますのは、社会保険の方、また、国民健康保険の方については、町のほうから、これは子ども手当として助成をさせていただいております。そして、公務員、いうたら地方公務員でありますとか国家公務員、それから、教育関係の公務員さんについては、その事業所が出すということになってまして、ちょっとすみ分けをさせていただきたいというように思うんです。町のほうの福祉課が出させていただいておりますのは、何遍も言いますが、通常の社会保険に入っている方、国民健康保険に入っている方については、町の福祉課の会計から支出するというようになっております。

それから、町の職員分については、これは、それぞれの職員手当の中から出していくというよ

うなことになっておりまして、これは、それぞれが持っています、給与を持っていますところが、総務費一本で持っているということではありませんので、水道会計でありましたら水道会計のほうで予算を持っておりまして、その給与費の中に子ども手当を含んで、いうたら町が支払うと、このような流れになっておりますので、人件費分が上水道会計にございまして、その子ども手当の対象になっておられる方があるということでもありますので、そちらのほうに子ども手当として支払うという、そういう流れなので、ちょっと一般の子ども手当と職員分の子ども手当の支払い方法が違うので、そのあたりをちょっと分けていただいて整理していただきたいと、このようになっておりますので、よろしくお願ひします。

1 2 番 (多田正成) 21年度は、子ども手当は一切なかったということ。

福祉課長 (佐賀義之) 子ども手当につきましては、22年度からの制度ということになっておりますので、21年度についてはございませんでしたので、ご理解いただきたいというように思います。

議長 (井田義之) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) はい、わかりました。そういうことであればいいんですが、普通ですと、その意味がわからないと、ちょっと問題かなと、補助の持っていく方があのもんかなと、経費の負担の原則ということで、補助と出資と長期貸付金という形をもって決算をしてしまう企業体ですから、ちょっと補助金としての、適切かなということがわからなかったものですから、お聞きをいたしました。そういうことでしたらわかりました。ありがとうございます。以上です。

議長 (井田義之) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第108号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第108号 平成22年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12 議案第112号 与謝野町火葬場条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第112号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第112号 与謝野町火葬場条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2時07分）

（再開 午後 2時10分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

諸般の報告、最初に与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をお願いします。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をさせていただきます。

平成23年第3回与謝野町宮津市中学校組合議会が、9月28日午前10時より本庁舎議場におきまして開催をいたしました。

議案は、第8号から11号まで4議案が提出され審議いたしました。議案第8号につきましては、与謝野町宮津市中学校組合教育委員会委員の任命についてであります。

与謝野町字岩滝238番地、岡田三栄子氏の任期が平成23年9月30日をもって満了となるため、引き続き任命したいとのことで提案されました。その結果、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第9号、与謝野町宮津市中学校組合公平委員会委員の選任についてであります。与謝野町字石川2497番地の坂根功三郎氏の任期が平成23年10月1日をもって満了となるため、引き続き選任したいとのことで提案されました。その結果、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第10号であります。与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校校舎耐震補強工事請負契約の変更についてであります。工事内容の変更に伴う契約金8,593万950円を、9,301万4,250円に変更する内容が提案され、2～3名の議員より当初の事前工事調査の甘さなど、指摘もありましたが、審議の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第11号であります。平成22年度の与謝野町宮津市中学校組合一般会計歳入歳出決算書についてであります。平成22年度歳入1億3,822万2,256円、歳出1億3,628万302円となり、差し引き実質収支額ですが194万1,954円の黒字となります。

代表監査委員より監査報告がありまして、歳入歳出とも適正に処理されており、日常の学校管理において無駄を省き、経常経費の支出を抑える創意工夫がなされており、評価したいと。また、私のアイデア、生徒、父兄を問わずアイデアを取り入れるといった、独自の取り組みもされているとの報告でありました。なお、決算の審議に当たりましては、私のアイデアといった取り組みの成果や今後の取り組みなど、またICT活用支援について、あるいは、償還金の一時借入金の内容など、3～4名の議員より質問がありましたが、全体では、特に指摘する点もなく、審議の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、宮津市の松本議員より一般質問がありまして、教室の暑さの対策について、普通教室へ

のエアコンや、天井、壁かけの扇風機の設置、通学バスの利用料金の改正、スクールバスを独自に購入しての利用効果などの取り組みの提案や質問がされておりました。

以上、大変簡単な報告ですけれども、中学校組合の議会報告とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、議長会等の動きについて、ちょっとだけ私のほうから報告させていただきます。

皆さんのお手元に議会議員の動きというのを配付させていただきました。これに、まず最初ですけれども、2日の日に与謝野町の防災会議があり、岩滝の保健センターに出席をさせていただきました。防災については、この議会でもいろいろと質問をされておりますので、その件に、ちょっと報告をしておきたいと思います。

この間、会議に行きまして、この大きな与謝野町の防災計画をいただいてきております。議会事務局なり議長室に、これを置いております。ぜひともこれを見ていただきながら、各個人皆にいったるんかなと思ったんですけど、多分、いってないんかなということで、ありましたら家を見ていただいたらよろしいし、なければ、これを見ていただきながら防災計画、与謝野町の防災計画はどうなっておるのか、それで2日の日の会議につきましては、この防災計画について、町長がいつも答弁されておりますように、見直しをするという計画案が出されました。

そこで、その計画の中で、私もちょっと気になったんですが、この間も有吉議員なり塩見議員からあったと思うんですけど、避難地域、避難場所の問題ですが、結局、災害のときの避難場所を見直しをするということなんですけど、その見直しの年度の期間、総務の委員さん方は配られておりますわね。それが25年度になっとるんです。25年度というと、今から2年丸々ありますので、遅くとも24年中には、ここの地区については、ここに避難をするということぐらひは、それぞれの町民の方にお知らせできるような対策をお願いしたいなと言うておったんですが、結局、前にも出ておりましたレッドゾーンだとか、イエローゾーンだとかいうて、土砂崩れの図面が皆さんのお手元に配られました。その精査がしっかりとできてないということで延びておるようですけれども、それを安全な地域がわかっておるんなら、安全な地域に避難するように早くしてくださいということを議会を代表してお願いをしておきました。

それから、次に、この税機構、この間からいろいろと出ております、税機構に9月10日の日、もう税機構はいつも土曜日に会議が持たれるんですけれども、行かせていただきました。皆さんのお手元に配っております。

まず、1ページですけれども、別にこれはどういうことありませんが、山田知事が、もう一応、筋道がついたからということでやめられまして、宇治の市長が代表者になりました。その選挙については、町長等が、ここにありますように選挙をされて、宇治の市長が満票で決まったというふうに聞いております。

それから、2ページ目には地方税機構の組織図をつけております。これも大宮町にあります丹後地方事務所、一番下にありますけれども、ここで与謝野町の分については処理をさせていただいておると、500万円以上につきましては、本部でやっておるということですので、これも見ておいていただくとありがたいと思います。

次に、3ページ目には委員の名簿を上げております。半分ぐらひの議員さんがかわれましたので、ついでにつけさせていただきました。

主な議題といたしましては、決算がありまして、4ページ目に決算の意見書、監査委員さんの意見書があります。これの一番最後のところですけど、いろいろと伊藤議員からも指摘がありましたけれども、今後とも納税者の利便性向上を図るとともに、公平公正な税務行政の確立を目指して、効果的、効率的な税務執行体制を整備するため、一層努力されるよう強く望むものであるというくだりがありますけれども、こういう方向で進んでいただいているというふうに、私自身は判断をいたしておりますので、申し上げておきます。

次に5ページ目に、実際に22年度、幾ら、税機構で集金をしていただいたかという数字が下から3段目に与謝野町があります。見ていただいたらわかりますように、年度中の収納額、③ですけれども1億4,500万円、それから、それでもまだ残っておるといふ金額は3億9,800万円ということで残っております、26.7%の収納率ということですが、この26.7%というのが、多いか少ないかは、上のずっと、各自治体のがありますので、その辺をお目通しを願えたらありがたいなというふうに思います。

次に、6ページに上げておりますのは、税機構への負担金です。与謝野町は合計のところ、一番下にありますが1,300万円ほど負担をしております。ここで私が、きょう特に申し上げておきたいのは、この一般財源分という中で基本負担額、それから人口割、税収割とありますが、その次に滞納繰越額割というのがあります。結局、うちからようけ持っていくと、この率がふえていくということ、やっぱりしっかりと我々も頭に置きながら、また、行政の皆さんも頑張っていただかなければならないのかなということ、この表をつけさせていただきました。うちがどの位置におるかは、これをまた見ていただけたらありがたいと思います。

それで、これにつきましては、結局、次に7ページに、今の22年度の各自治体はどういう収納状況なんだと、これはいわゆる現年度分ですけれども、これを現年度分のやつを見ていただけたらありがたいと思うんですが、22年度は京都府内の平均では、税の種類がありますけれども、これを見ておいていただくとして98.4%、98.4%が京都府下の市町村の平均であるということで、これをいかに追い越していった、いかに多く取って現年分を減らすかというのが与謝野町にとっては大変なというのか、大事な仕事であるというふうに思いますので、このことも申し添えておきたいということで、資料をつけさせていただきました。

次に、一番最後に8ページ、課税事務の共同化ということで上げております。現状やら、それから、今後の予定になっておりますけど、特に今後の予定として法人関係の部分ですが、24年の4月、来年の4月には法人税関係も本格的な事務が開始されるということを皆さんに報告をしておきたいと思います。

これで、税機構を終わらして、次に議会議員の動きの中で、6日の日に府政懇談会ということで、議長と知事との懇談会がありました。新聞のスクラップをコピーしたのも皆さんに配っておりますが、その裏にそれぞれの議長が、どんな質問をしたかというのもつけております。これについては、特に包括ケアと財政について、行財政について質問をするということで、3分以内で質問するんだということで、時間を限定されて、なおかつ内容の限定があったということです。

私は、入札制度について質問しましたが、これにつきましては、一応、企画財政のほうとも、今、与謝野町として、どういうことを質問するのがいいのかなということも調整をしたんですが、一応、今のところ、これとって知事のほうに要望するのは緊急のものはないというこ

とでしたので、入札制度について質問をさせていただきました。

私が、なぜ入札制度について質問したかといいますと、京都府の事業で他地区、地名を出したらいいか悪いのかわかりませんが、福知山とか舞鶴とか綾部の業者が与謝野町に多く入ってきていただいております。できれば地元も大変厳しいときなので、地元の業者を使っていただけないかという意味の質問をさせていただきました。

その中で、特に私自身が感じたのは、知事の考え方なのですが、一応、京都府は最低札は出しておりませんので、入札は普通に行われます。大体30社以上というのが基本になるようですが、その中で、これまででしたら、最低札をくじ引きしておつたと、くじ引きはやめて一応、最低札が、例えば福知山と与謝野町に2社あって、与謝野町のところで工事をするというのであれば、当然、与謝野町の業者に落札権を与えるというのが知事の考え方でありましたので、それについては大変ありがたいなというふうに思っております。

除雪の問題とか、災害の問題とか、そんなようなことを説明しながら要望させていただきました。

それから、与謝野町の入札制度、これは余分なことになるかもわかりませんが、知事に質問をしたら、最低札を公表して、くじ引きをするというのは、行政自身が、自分たちの身を守るため以外の何ものでもないということをはっきりと、私に知事はおっしゃいましたので、そのことも申し添えて、私からの報告を終わらせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第14 閉会中の継続審査（調査）申請書を議題とします。

3常任委員会と庁舎問題特別委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了いたしました。

ここで太田町長より、ごあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月1日から本日まで35日間にわたりまして、本定例会では、平成22年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ各会計決算認定12件、条例案件4件のほか、人事案件1件、各会計補正予算8件、災害復旧事業の施行1件、辺地計画の策定及び変更あわせて6件、専決処分報告3件の都合35件にも及び重要事項のご審議をお願いしてまいりました。この間、井田議長様はじめ議員の皆様方には本会議や、あるいは各常任委員会におきまして、熱心にご議論いただき、全議案を原案どおりご承認いただきました。

ただ、今回、平成22年度一般会計歳入歳出決算及び簡易水道特別会計歳入歳出決算につきまして、ご審議をいただく中で、予算の流用に関しまして、不適切な事務処理のご指摘を賜り、附

帯決議を付しての認定をいただきました。

ここに、そうした不適切な事務処理を行い、町民の皆様大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

今回の決算認定における附帯決議を真摯に受けとめまして、今後、職員の指導や研修を通じまして、法令遵守を徹底させる所存でございます。今後におきましても、立場は違いますが、ともに町のため、町民のために誠心誠意ご尽力をいただいております議員の皆様とともに、当町の最優先課題であります安心・安全のまちづくりに対し、最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。これまで同様のご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（井田義之） それでは、私のほうから一言お礼を申し上げたいと思います。

第38回平成23年度9月定例会、9月1日に始めまして、きょうまでの長きにわたってお世話になりました。その間には台風12号、15号により、行政の方も、また区の役員さんにも大雨警報で大変お世話になりました。

ただ、そこで、私はおかげさんで与謝野町は何もない、大変ありがたいことだというふうにある面では大きな感謝をしながら、その台風のことで何かの教訓を得たような気がしたということをおっしゃりたいというふうに思います。

特に、9月には敬老会も一部中止になりましたけれども、敬老会とか登山マラソン、リフレかやの里の再開のセレモニー、それから、第25回のシニアソフトボール大会の全国大会、また、町内一周駅伝競走とか、多くの行事がなされ、皆さん方にも大変お忙しく参加をしていただいたのではないかなというふうに思っております。

本議会におきましても、一般質問では15人の皆さん、また、決算認定におきましては全員質問していただき、延べ人数としては42名の方に質問をしていただきました。

特に、先ほど町長からありました、いろんな問題はありましたけれども、いずれにいたしましても、多くの議員が提言をし、進言をしてくれました。ぜひとも、このことをしっかりと行政の皆さん方も頭にたたき込んでいただきながら、与謝野町の今後の行政に、ぜひとも生かしていただきますように、改めて私のほうからも切にお願いしておきたいというふうに思います。

ただ、議会といたしましては、今回、意見書が1通もなかったというのは、ちょっと寂しかったかなというふうに思いますし、それから、過日3日の日に委員長研修ということで京都に行かせてもらいました。その京都の講師の先生の中で、私もほとんど聞いてなかったんですけども、一つだけ頭に残っておるのは、議員さんは、人の質問のときには自分の質問のことばかり考えて、何も聞いとれへんと、もっと人の意見を聞かんと、内容が、町の状態がわからんと違うかと、もっと人の意見を聞きながら、しっかりとやったらというようなことを言われたのを、ちょっと頭の中に残っておるわけですけども、それからきのう、きょう見ておりましたら、やっぱりそれぞれが、それぞれで、聖徳太子並みの人は別にして、あとはなかなか人の意見を聞きにくいん違うかなと、私も含めてそんなふう感じたということをおし添えて、きょうまで35日間ですか、35日間の会期、本当に皆様方のご協力のおかげでスムーズに進行でき、こうして終わりのときを迎えたということに、心から感謝を申し上げて、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

ます。

どうもありがとうございました。

会期をあと1日残しておりますが、これをもちまして第38回平成23年9月定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 午後 2時33分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員